

## 新旧対照表

改正後	現行
<p>沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条から第3条まで (略)</p> <p>第4条 知事はこの補助金の交付の決定をする場合において、規則第5条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。 (1) から (4) まで (略) (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、<u>第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。</u> <u>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</u> <u>また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。</u> (6) から (10) まで (略)</p> <p>第5条から第9条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成29年5月15日から施行する。</u></p>	<p>沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条から第3条まで (略)</p> <p>第4条 知事はこの補助金の交付の決定をする場合において、規則第5条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。 (1) から (4) まで (略) (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、知事に速やかに報告するものとする。</p> <p>また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全額又は一部を県に納付させることがある。 (6) から (10) まで (略)</p> <p>第5条から第9条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

第3号様式

(新設)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
医療機関名  
代表者名

平成 年度感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定を受けた平成  
年度感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金について、交  
付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法  
律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による  
精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費  
税に係る仕入控除額（要補助金等返還相当額）

金 円  
（うち国庫返還相当額 金 円）

3 添付書類

- (1) 仕入控除税額計算書（別紙3）
- (2) 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売  
上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

**沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額計算書**

(単位はすべて円)

住所			
医療機関名			
代表者名			
交付年度		確定額(報告額)	

特定収入額		
内訳	沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金	
合計		-

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2)	課税資産の譲渡等の対価の額(付表2 ④)	
	非課税売上額(付表2 ⑥)	
	資産の譲渡等の対価の額(合計額)(付表2 ⑦)	-
	課税売上割合(%)	#DIV/0!
	特定収入割合(%)	#DIV/0!

**1 返還が生じない場合**

↑ 該当する場合、ドロップダウンより選択してください。

- ①免税事業者であり、消費税等の申告義務がない
- ②簡易課税制度を適用し、みなし仕入率により仕入控除税額の計算を行っている
- ③特定収入割合が5%を超えており、仕入控除税額について調整計算を行っている
- ④その他(選択した場合、以下に詳細を記入)

**2 返還が生じる場合**

← 該当する場合、ドロップダウンより選択してください。

(新設)

3 「返還が生じる場合」に該当する場合、以下の①または②の表を記入

① 課税売上割合が95%未満の場合 (単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	#DIV/0!	課税売上割合(%)	#DIV/0!
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!
地方消費税に係る仕入控除税額			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!
合計(県返還相当額)			#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)			#DIV/0!

② 課税売上割合が95%以上の場合 (単位はすべて円)

要県補助金等返還相当額計算表			
特定収入割合(%)	#DIV/0!	課税売上割合(%)	#DIV/0!
国庫補助金等確定(報告)額	-	県補助金等確定(報告)額	
消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
地方消費税に係る仕入控除税額			-
(うち、国庫返還相当額)			-
合計(県返還相当額)			-
(うち、国庫返還相当額)			-

要県補助金等返還額	#DIV/0!
(うち、国庫返還相当額)	#DIV/0!

4 補足

個別対応方式による申告の場合、課税仕入の各配分額をご記入ください。

(一括比例配分方式による申告の場合は、記入不要です。)

	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分
金額			